(27.4.23)

「既存公共施設の利活用促進のための規制緩和 (都市公園の利活用について)」に関する問題意識

第 16 回規制改革会議地域活性化 WG (平成 27 年 4 月 2 日開催)における有識者の問題意識・提案事項等については、整理すると以下のとおりと考えられる。

1.総論

都市公園の維持管理・運営は行政が行っているため住民の関わりが不十分であり、かつ禁止事項が多いなど公園の利活用が十分図られていない。住民参加による公園の維持管理・運営を進めてはどうか。

また、公園内にカフェなどの施設を設置することで、地域住民が集まる賑わい空間を形成するとともに、収益の一部を公園の維持管理費用に充てることによる行政コストの削減などを図れば、行政にも住民にも街(まち)にもメリットがあるのではないか。

(ポイント)

- Ø 住民参加による公園の維持管理・運営の促進
- Ø 行政ではなく、住民による公園利活用のルールづくり
- Ø 占用・行為許可手続きの容易化
- Ø 公園で収益事業(カフェや飲食店、物販など)を行い、収益の一部を維持管理・運営費に還元する取組の促進

(メリット)

- Ø 行政:維持管理経費の低減、持続的な維持管理が可能、クレームの減少
- Ø 住民:ニーズに合わせた公園のカスタマイズ、収益事業による新規雇用
- Ø まち:利用者の増加による安全性の向上、維持管理による環境の向上

2 . 各論

上記のような公園の利活用を進めるためには、下記の点が課題となっているのではないか。

- Ø 都市公園法の目的規定に「賑わい」の観点がなく、人が集まるための収益事業が認められにくいとも考えられるため、目的規定に「賑わい」の観点を入れるべきではないか。
- ② 公園内に設置可能な「公園施設」の種類が限定されているが、広く自治体の判断で認められるようにすべきではないか。また、条文に「飲食店(料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。)」とあり、カフェが設置可能かどうか判然としないことから、その解釈を分かりやすい形で公表すべきではないか。
- Ø 公園内に設置可能な公園施設の面積の上限(2%を参酌して条例で規定)により、街なかの小規模な公園における地域の賑わいの取組が制限されているのではないか。
- Ø 公園が行政空間になっていることから、地域住民による公園の維持管理・運営、ルール作りを進めるための仕組みを構築すべきではないか。